

# 安全管理規程

## 目次

- 第1章 総則
- 第2章 経営トップの責務
- 第3章 安全管理の組織
- 第4章 安全統括管理者及び運航管理者等の選解任並びに代行の指名
- 第5章 安全統括管理者及び運航管理者等の勤務体制
- 第6章 安全統括管理者及び運航管理者等の職務及び権限
- 第7章 安全管理規程の変更
- 第8章 運航計画、配船計画及び配乗計画
- 第9章 運航の可否判断
- 第10章 運航に必要な情報の収集及び伝達
- 第11章 輸送に伴う作業の安全の確保
- 第12章 輸送施設の点検整備
- 第13章 海難その他の事故の処理
- 第14章 安全に関する教育、訓練及び内部監査等
- 第15章 雑則

平成25年4月17日

株式会社 高松船舶

## 第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、経営トップが定める明確な安全方針に基づき、社内に安全最優先意識の徹底を図り、全従業員がこれを徹底して実行すべく、当社の使用する船舶の業務（付随する業務を含む。以下同じ）を安全、適正かつ円滑に処理するための責任体制及び業務実施の基準を明確にし、もって全社一丸となって輸送の安全を確保することを目的とする。

(用語の意義)

第2条 この規程における用語の意義は、次表に定めるところによる。

番号	用語	意義
(1)	安全マネジメント	経営トップにより、社内で行われる安全管理が、あるべき手順及び方法に沿って確立され、実施され、維持される状態
(2)	経営トップ	事業者において最高位で指揮し、管理する個人又はグループ
(3)	安全方針	経営トップがリーダーシップを発揮して主体的に関与し設定された輸送の安全を確保するための会社全体の意図及び方向性
(4)	安全重点施策	安全方針に沿って追求し、達成を目指すための具体的施策
(5)	安全統括管理者	経営トップの中から選出した、輸送の安全を確保するための管理業務を統括管理する者
(6)	運航管理者	船長の職務権限に属する事項以外の船舶の運航の管理に関する統轄責任者
(7)	運航管理補助者	運航管理者の職務を補佐する者(営業所に勤務する場合は運航管理者の職務の一部を分掌する。)
(8)	運航管理者代行	運航管理者が職務を執行できないとき、その職務を代行する者
(9)	陸上作業員	陸上において、旅客の整理、誘導等の作業に従事する者
(10)	船内作業員	船舶上において、旅客の整理、誘導等の作業に従事する者
(11)	運航計画	起終点、寄港地、航行経路、航海速力、運航回数、発着時刻、運航の時季等に関する計画
(12)	配船計画	運航計画を実施するための船舶の特定、当該船舶の回航及び入渠、予備船の投入等に関する計画
(13)	配乗計画	乗組員の編成及びその勤務割りに関する計画
(14)	発航	現在の停泊場所を解らんして次の目的港への航海を開始すること
(15)	基準航行	基準経路を基準速力により航行すること
(16)	港内	港則法に定める港の区域内(港則法に定めのない港については港湾法に定める港湾区域内、港則法又は港湾法に定めのない港については社会通念上港として認められる区域内)。ただし、港域が広大であって船舶の運航に影響を与えるおそれのない港域を除く。
(17)	入港	港の区域内、港湾区域内等において、狭水路、関門等を通航して防波堤等の内部へ進航すること
(18)	運航	「発航」、「基準経路及び基準速力による航行の継続」又は「入港(着岸)」を行うこと
(19)	反転	目的港への航行の継続を中止し、発航港へ引返すこと
(20)	気象・海象	風速(10分間の平均風速)、視程(目標を認めることができる最大距離。ただし、視程が方向によって異なるときは、その中の最小値をとる。)及び波高(隣り合った波の峰と谷との鉛直距離)
(21)	運航基準図	航行経路(起終点、寄港地、針路、変針点等)、標準運航時刻、航海速力、船長が甲板上の指揮をとるべき区間、その他航行の安全を確保するために必要な事項を記載した図面

(22)	船舶上	船舶の舷側より内側。ただし、舷てい、歩み板等船舶側から架設されたものがある場合はその先端までを含む。
(23)	陸上	船舶上以外の場所。ただし陸上施設の区域内に限る。
(24)	危険物	危険物船舶運送及び貯蔵規則第2条に定める危険物
(25)	陸上施設	岸壁（防舷設備を含む。）、旅客待合室等船舶の係留、旅客の乗降等の用に供する施設

（運航基準，作業基準，事故処理基準）

第3条 この規程の実施を図るため、運航基準，作業基準，事故処理基準を定める。

- 2 船舶の運航については、この規程及び運航基準に定めるところによる。
- 3 旅客の乗下船、船舶の離着岸等に係る作業方法、危険物の取扱い、旅客への遵守事項の周知等については、この規程及び作業基準に定めるところによる。
- 4 事故発生時の非常連絡の方法、事故処理組織、その他事故の処理に必要な事項については、この規程及び事故処理基準に定めるところによる。

## 第2章 経営トップの責務

(経営トップの主体的関与)

第4条 船舶による輸送の安全確保のため、経営トップは次に掲げる事項について主体的に関与し、当社全体の安全マネジメント態勢を適切に運営する。

- (1) 関係法令及び社内規程の遵守と安全最優先の原則の徹底
- (2) 安全方針の設定
- (3) 安全重点施策の策定及び確実な実行
- (4) 重大な事故等に対する確実な対応
- (5) 安全マネジメント態勢を確立し、実施し、維持するために、かつ、輸送の安全を確保するために必要な要員、情報、輸送施設等を確実に使用できるようにすること
- (6) 安全マネジメント態勢の見直し

(経営トップの責務)

第5条 経営トップは、確固たる安全マネジメント態勢の実現を図るため、その責務を的確に果たすべく、次条以下に掲げる内容について、確実に実施する。

- 2 経営トップは、事業の輸送の安全を確保するための管理業務の実施範囲を明らかにする。

(安全方針)

第6条 経営トップは、安全管理にかかわる当社の全体的な意図及び方向性を明確に示した**安全方針を設定**し、当社内部へ周知する。

- 2 安全方針には輸送の安全確保を的確に図るために、次の事項を明記する。
  - (1) 関係法令及び社内規程の遵守と**安全最優先の原則**
  - (2) 安全マネジメント態勢の継続的改善
- 3 安全方針は、その内容について効果的・具体的な実現を図るため、経営トップの率先垂範により、周知を容易かつ効果的に行う。
- 4 安全方針は、必要に応じて見直しを行う。

(安全重点施策)

第7条 安全方針に沿って、具体的な施策を実現するため、安全重点施策を策定し実施する。

- 2 安全重点施策は、それを必要とする部門や組織の階層グループがそれぞれ策定し、その達成度が把握できるような実践的かつ具体的なものとする。
- 3 安全重点施策は、これを実施するための責任者、手段、日程等を含むものとする。
- 4 安全重点施策を毎年、進捗状況を把握するなどして見直しを行う。

### 第3章 安全管理の組織

(運航管理の組織)

第8条 この規程の目的を達成するため、次のとおり安全統括管理者、運航管理者及び運航管理補助者を置く。

(1) 本	社	運航管理補助者	1	人
	第一高松丸	安全統括管理者 兼 運航管理者（船長）	1	人

2 本社の担当する区域は、次のとおりとする。

(1) 本	社	東京湾
		京浜運河・中小河川・横浜港沖及び川崎港沖・羽田沖

#### 第4章 安全統括管理者、運航管理者等の選解任並びに代行の指名

(安全統括管理者の選任)

第9条 経営トップは、経営トップに位置づけられ、海上運送法施行規則第22条の2の2に規定された要件に該当する者の中から安全統括管理者を選任する。

(運航管理者の選任)

第10条 経営トップは、安全統括管理者の意見を聴いて、海上運送法施行規則第22条の2の3に規定された要件に該当する者の中から運航管理者を選任する。

(安全統括管理者及び運航管理者の解任)

第11条 経営トップは、安全統括管理者又は運航管理者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該安全統括管理者又は運航管理者を解任するものとする。

- (1) 国土交通大臣の解任命令が出されたとき
- (2) 身体の故障その他やむを得ない事由により職務を引続き行うことが困難になったとき
- (3) 安全管理規程に違反することにより、安全統括管理者又は運航管理者がその職務を引続き行うことが輸送の安全の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき

(運航管理補助者の選任及び解任)

第12条 経営トップは、安全統括管理者及び運航管理者の推薦により運航管理補助者を選任する。

- 2 経営トップは、安全統括管理者及び運航管理者の意見を聴いて運航管理補助者を解任する。

(運航管理者代行の指名)

第13条 運航管理者は、前任の航海科員(海技従事者)又は本社の運航管理補助者の中から運航管理者代行を指名しておくものとする。

## 第5章 安全統括管理者及び運航管理者等の勤務体制

(安全統括管理者の勤務体制)

- 第14条 安全統括管理者は、原則として就航現場に勤務するものとするものとし、常時連絡できる体制になければならない。
- 2 安全統括管理者がその職務を執ることができないときは運航管理補助者が職務を執るものとする。

(運航管理者の勤務体制)

- 第15条 運航管理者は、原則として就航現場に勤務するものとするものとし、船舶の就航中に職場を離れるときは、本社の運航管理補助者と常時連絡できる体制になければならない。
- 2 運航管理者は、その他の理由により、その職務を執ることができないと認めるときは、あらかじめ運航管理者代行にその職務を引き継いでおくものとする。ただし、引継ぎ前に運航管理者と運航管理補助者の連絡が不能となったときは、連絡がとれるまでの間、運航管理者代行が自動的に運航管理者の職務を執るものとする。

(運航管理補助者の勤務体制)

- 第16条 本社の運航管理補助者は、船舶が就航している間は原則として本社に勤務して運航管理者と常時連絡できる体制になければならない。
- 2 運航管理補助者は、自己の勤務する営業所の管理する区域内に船舶が就航している間は、原則として、当該営業所に勤務するものとする。勤務中、やむを得ず職場を離れる等その職務を執ることができないと認めるときは、あらかじめその旨を運航管理者に連絡しなければならない

## 第6章 安全統括管理者及び運航管理者等の職務及び権限

### (安全統括管理者の職務及び権限)

第17条 安全統括管理者の職務及び権限は、次のとおりとする。

- (1) 安全マネジメント態勢に必要な手順及び方法を確立し、実施し、維持すること。
- (2) 安全マネジメント態勢の課題又は問題点を把握するために、安全重点施策の進捗状況、情報伝達及びコミュニケーションの確保、事故等に関する報告、是正措置及び予防措置の実施状況等、安全マネジメント態勢の実施状況及び改善の必要性の有無を経営トップへ報告し、記録すること。
- (3) 関係法令の遵守と安全最優先の原則を当社内部へ徹底するとともに、安全管理規程の遵守を確実にすること。

### (運航管理者の職務及び権限)

第18条 運航管理者の職務及び権限は、次のとおりとする。

- (1) この規程の次章以下に定める職務を行うほか、船長の職務権限に属する事項を除き、船舶の運航の管理及び輸送の安全に関する業務全般を統轄し、安全管理規程の遵守を確実にしてその実施を図ること。
- (2) 船舶の運航に関し、輸送の安全を図ること。
- (3) 運航管理補助者及び陸上作業員を指揮監督すること。

### (運航管理補助者の職務)

第19条 本社に勤務する運航管理補助者は、運航管理者を補佐するほか、運航管理者がその職務を執行できないときは、第13条第2項の順位に従いその職務を代行するものとする。

2 運航管理補助者は、運航管理者の指揮を受けて次の事項を分担する。

- (1) 陸上における危険物その他旅客の安全を害するおそれのある物品の取扱いに関する作業の指揮監督
- (2) 陸上における旅客の乗下船及び船舶の離着陸の際における作業の指揮監督並びに船舶上におけるこれらの作業に関する船長への助言
- (3) 陸上施設の点検及び整備
- (4) 乗船待ちの旅客に対する遵守事項等の周知



## 第7章 運航管理規程の変更

(安全管理規程の変更)

- 第20条 安全統括管理者又は運航管理者は、それぞれの職務に関し、関係法令の改正，社内組織又は使用船舶の変更，航路の新設又は廃止等，この規程の内容に係る事項に常に留意し，当該事項に変更が生じたときは，遅滞なく規程の変更の発議をしなければならない。
- 2 経営トップは，前項の発議があったときは，関係の責任者の意見を参考として規程の変更を決定する。

## 第8章 運航計画、配船計画及び配乗計画

(運航計画及び配船計画の作成及び改定)

第21条 運航計画又は配船計画を作成又は改定する場合は、運航管理者は使用船舶の性能、使用港の港勢、航路の交通状況及び自然的性質等についてその安全性を検討するものとする。

(配乗計画の作成及び改定)

第22条 配乗計画を作成又は改定する場合は、運航管理者は法定職員が適正に確保されているか、乗組員が過労になることはないか、航路に精通した船舶職員が乗組むこととなっているか等について、その安全性を検討するものとする。

(運航計画、配船計画及び配乗計画の臨時変更)

第23条 運航計画、配船計画又は配乗計画を臨時に変更する必要がある場合は、前2条に準じ運航管理者がその安全性を検討するものとする。

- 2 船舶、陸上施設又は港湾の状況が船舶の運航に支障を及ぼすおそれがあると認められる場合は、運航管理者（船長）は、協議により運航休止、寄港地変更等の運航計画又は配船計画の臨時変更の措置をとらなければならない。

## 第9章 運航の可否判断

### (運航の可否判断)

- 第24条 船長は、適時、運航の可否判断を行い、気象・海象が一定の条件に達したと認めるとき又は達するおそれがあると認めるときは、運航中止の措置をとらなければならない。
- 2 船長は、運航中止に係る判断が困難であると認めるときは、運航管理者と協議するものとする。
  - 3 運航管理者は台風等の荒天時において、船長からの求めがある場合には、第28条各条項の情報提供を行うとともに、必要に応じ、避航や錨泊による運航中止の措置に関する助言等適切な援助に努めるものとする。
  - 4 第二項の協議において両者の意見が異なるときは、運航を中止しなければならない。
  - 5 船長は、運航中止の措置をとったときは、速やかに、その旨を運航管理者に連絡しなければならない。
  - 6 運航管理者は、船長が運航中止の措置又は運航の継続措置をとったときは、速やかに、その旨を安全統括管理者へ連絡しなければならない。
  - 7 運航中止の措置をとるべき気象・海象の条件及び運航中止の後に船長がとるべき措置については、運航基準に定めるところによる。

### (運航管理者の指示)

第25条 運航管理者（船長）は、運航を中止する場合は、経営トップへ連絡しなければならない。

### (経営トップの指示)

- 第26条 経営トップは、濃霧注意報の発令など運航基準の定めるところにより運航が中止されるおそれがある情報を入手した場合、直ちに、運航管理者へ運航の可否判断を促さなければならない。
- 2 経営トップは、運航管理者から船舶の運航を中止する旨の連絡があった場合、それに反する指示をしてはならない。
  - 3 経営トップは、船長が運航の可否判断を行い、運航を継続する旨の連絡が(運航管理者を経由して)あった場合は、その理由を求めなければならない。理由が適切と認められない場合は、運航中止を指示しなければならない。

### (運航の可否判断等の記録)

第27条 運航管理者及び船長は、運航中止基準にかかる情報、運航の可否判断、運航中止の措置及び協議の結果等を記録しなければならない。

## 第10章 運航に必要な情報の収集及び伝達

### (運航管理者の措置)

第28条 運航管理者は、次に掲げる事項を把握しておくものとする。

- (1) 気象・海象に関する情報
- (2) 港内事情，航路の自然的性質
- (3) 陸上施設の状況
- (4) 水路通報，港長公示等官公庁の発する運航に関する情報
- (5) 乗船した旅客数
- (6) 乗船待ちの旅客数
- (7) 船舶の動静
- (8) その他，航行の安全の確保のために必要な事項

### (運航基準図)

第29条 運航管理者は、運航基準に定める事項を記載した運航基準図を作成しなければならない。

## 第 11 章 輸送に伴う作業の安全の確保

### (作業体制)

- 第 30 条 運航管理者は、陸上従業員の中から陸上作業員を、船長は、乗組員の中から船内作業員を指名する。
- 2 運航管理者は、陸上作業員の中から陸上作業指揮者を、船長は、船内作業員の中から船内作業指揮者を指名する。
  - 3 陸上作業指揮者及び船内作業指揮者は、それぞれ陸上作業及び船内作業を指揮するとともに、両者緊密な連携の下に輸送の安全の確保に努めなければならない。
  - 4 作業員の具体的配置、陸上作業指揮者及び船内作業指揮者の所掌、その他の作業体制については作業基準に定めるところによる。

### (危険物等の取扱い)

- 第 31 条 危険物その他の旅客の安全を害するおそれのある物品の取扱いは、法令及び作業基準に定めるところによる。

### (旅客の乗下船等)

- 第 32 条 旅客の乗下船及び船舶の離着岸時の作業については作業基準に定めるところによる。

### (発航前点検)

- 第 33 条 船長は、発航前に船舶が航海に支障ないかどうか、その他航海に必要な準備が整っているかどうか等を点検しなければならない。

### (船内巡視)

- 第 34 条 船長は、旅客室その他必要と認める場所を巡視させ、法令及び運送約款に定める旅客等が遵守すべき事項の遵守状況その他異常の有無を確認させなければならない。
- 2 船内巡視員は、異常を発見したときは船長の指示を受けて所要の措置を講じなければならない。ただし急を要する場合であつて船長の指示を受ける時間的余裕がないときは、適切な措置を講ずるとともに速やかに船長に報告するものとする。

### (旅客等の遵守すべき事項等の周知)

- 第 35 条 運航管理者（船長）は、法令及び作業基準に定めるところにより、陸上及び船内において旅客等の遵守すべき事項及び注意すべき事項の周知徹底を図らなければならない。

### (飲酒等の禁止)

- 第 36 条 安全統括管理者は、アルコール検知器を用いたアルコール検査体制を構築しなければならない。
- 2 船長は、飲酒等の後、正常な業務ができるようになるまでの間及びいかなる場合も呼気 1 リットル中のアルコール濃度が 0.15mg 以上である間、業務を実施してはならない。
  - 3 船長は、乗組員が飲酒の後、正常な業務ができるようになるまでの間及びいかなる場合も呼気 1 リットル中のアルコール濃度が 0.15mg 以上である間、業務を実施させてはならない。

\*アルコール検知器の設置が必要です。

## 第 12 章 輸送施設の点検整備

(船舶の点検整備)

第 37 条 船長は、船体、機関、諸設備、諸装置等について、点検簿を作成し、それに従って、**原則として毎日 1 回以上点検を実施**するものとする。ただし、当日、発航前検査を実施した事項については点検を省略することができる。

2 船長は、前項の点検中、異常を発見したときは、直ちに修復整備の措置を講じなければならない。

(陸上施設の点検整備)

第 38 条 運航管理者は、陸上施設点検簿に基づいて、毎日 1 回以上、係留施設(浮き栈橋、岸壁、ビット、防舷材)、乗降用施設(タラップ、歩み板)、転落防止施設(ハンドレール、チェーン)等について点検し、異常のある個所を発見したときは、直ちに修復整備の措置を講じなければならない。

なお、当該施設が港湾管理者その他の者の管理に属するものである場合は、当該施設の管理者に通知してその修復を求めるものとする。

## 第13章 海難その他の事故の処理

(事故処理にあたっての基本的態度)

第39条 事故の処理にあたっては、次に掲げる基本的態度で臨むものとする。

- (1) **人命の安全の確保を最優先**とすること。
- (2) 事態を楽観視せず**常に最悪の事態を念頭におき**措置を講ずること。
- (3) 事故処理業務は、すべての業務に優先して実施すること。
- (4) 船長の対応措置に関する判断を尊重すること。
- (5) 陸上従業員は、陸上でとりうるあらゆる措置を講ずること。

(船長のとるべき措置)

第40条 船長は、自船に事故が発生したときは、人命の安全の確保のための万全の措置、事故の拡大防止のための措置、旅客の不安を除去するための措置等必要な措置を講ずるとともに、**事故処理基準に定めるところ**により、事故の状況及び講じた措置を速やかに本社の運行管理補助者及び海上保安官署等に連絡しなければならない。この場合において措置への助言を求め、援助を必要とするか否かの連絡を行わなければならない。

- 2 船長は、自船が重大かつ急迫の危険に陥った場合又は陥るおそれがある場合は、**直ちに遭難通信(遭難信号)又は緊急通信を発しなければならない**。なお、携帯電話がある場合は、併せて「118番」へ通報しなければならない。

(運航管理者のとるべき措置)

第41条 運航管理者は事故の発生を知ったとき又は船舶の動静を把握できないときは、事故処理基準に定めるところにより必要な措置をとるとともに、安全統括管理者へ速報しなければならない。

(経営トップ及び安全統括管理者のとるべき措置)

第42条 安全統括管理者は、事故の発生を知ったときは、事故処理基準に定めるところにより必要な措置をとるとともに、経営トップへ速報しなければならない。

- 2 経営トップ及び安全統括管理者は、事故の状況、被害規模等を把握・分析し、適切に対応措置を講じなければならない。また、現場におけるリスクを明確にし、必要な対応措置を講じなければならない。

(事故の処理)

第43条 事故の処理は、事故処理基準に定める事故処理組織により行うものとする。

(通信の優先処理)

第44条 事故関係の通信は、最優先させ、迅速かつ確実に処理されなければならない。

(関係官署への報告)

第45条 運航管理者は、事故の発生を知ったときは、速やかに関係運輸局等及び海上保安官署にその概要及び事故処理の状況を報告しなければならない。

(事故の原因等の調査)

第46条 安全統括管理者兼運航管理者は、それぞれの職務に応じ、事故の原因及び事故処理の適否を調査し、事故の再発の防止及び事故処理の改善を図るものとする。

## 第14章 安全に関する教育，訓練及び内部監査等

### (安全教育)

- 第47条 安全統括管理者及び運航管理者は，運航管理補助者，陸上作業員，乗組員，安全管理に従事する者，内部監査を担当する者に対し，安全管理規程（運航基準，作業基準，事故処理基準を含む。），船員法及び海上衝突予防法等の関係法令その他輸送の安全を確保するために必要と認められる事項について理解しやすい具体的な安全教育を定期的実施し，その周知徹底を図らなければならない。
- 2 運航管理者は，航路の状況，海難その他の事故及びインシデント（事故等の損害を伴わない危険事象）事例を調査研究し，随時又は前項の教育に併せて乗組員に周知徹底を図るものとする。

### (訓練)

- 第48条 安全統括管理者及び運航管理者は，経営トップの支援を得て，関係者とともに，**年1回以上，事故処理に関する訓練を実施しなければならない**。訓練は，全社的体制で処理する規模の事故を想定した実践的なものとする。
- 2 訓練の前後には打合せを行い，特記事項があれば経営トップへ意見具申する。

### (記録)

- 第49条 **運航管理者は，前2条の教育等を行ったときは，その概要を記録簿に記録しておくものとする。**

### (内部監査及び見直し)

- 第50条 内部監査を行う者は，経営トップの支援を得て，関係者とともに，年1回以上，船舶及び陸上施設の状態並びに安全管理規程の遵守状況のほか，安全マネジメント態勢全般にわたり内部監査を行うものとし，船舶の監査は，停泊中及び航海中の船舶について行うものとする。さらに，重大事故が発生した場合には，速やか実施する。
- 2 内部監査にあたっては，経営トップは，その重要性を社内に周知徹底する。
- 3 内部監査を行うに際し，安全マネジメント態勢の機能全般に関し見直しを行い，改善の必要性，実施時期について評価し，改善に向け作業する。
- 4 内部監査及び見直しを行ったときは，その内容を記録する。
- 5 内部監査を行う者は，安全統括管理者及び運航管理者等が業務の監査を行うほか，特に陸上側の安全マネジメント態勢については，監査の客観性を確保するため当該部門の業務に従事していない者が監査を行う。



## 第15章 雑 則

### (安全管理規程等の備付け等)

- 第51条 安全統括管理者及び運航管理者は、それぞれの職務に応じ、**安全管理規程(運航基準、作業基準、事故処理基準を含む。を含む。)**及び**運航基準図を船舶、本社その他必要と認められる場所に、容易に閲覧できるよう備え付けなければならない。**
- 2 安全マネジメント態勢を確立し、実施し、維持するために、それぞれの職務に関し作成した各種文書は、それぞれの職務に応じ適切に管理する。

### (情報伝達)

- 第52条 安全統括管理者は、パソコン、社内LAN、紙ファイル等を活用した輸送の安全の確保に関する情報データベース化を行うとともに、容易なアクセス手段を用意する。
- 2 輸送の安全に係る運航・整備等輸送サービスの実施に直接携わる部門が、現場の顕在的課題、潜在的課題等を、経営トップへの直接上申する手段(目安箱、社内メール)等を用意する。
  - 3 安全統括管理者は、前項の上申又はその他の手段他により安全にかかる意見等の把握に努め、その検討、実現反映状況について社内へ周知する。
  - 4 安全統括管理者は、輸送の安全を確保するために講じた措置を(所属団体等を活用して)適宜の方法により外部に公表しなければならない。また、輸送の安全にかかる情報を(所属団体等を活用し)適時、外部に対して公表する。

### 附 則

この規程は、平成25年5月17日より実施する。

# 運航基準

## 目 次

- 第1章 目 的
- 第2章 運航の可否判断
- 第3章 船舶の航行

平成25年4月17日

株式会社 高松船舶

## 第1章 目的

(目的)

第1条 この基準は、安全管理規程に基づき、京浜運河・中小河川・横浜港沖及び川崎港沖・羽田沖の船舶の運航に関する基準を明確にし、もって航海の安全を確保することを目的とする。

## 第2章 運航の可否判断

### (発航の可否判断)

第2条 船長は、発航前に運航の可否判断を行い、発航地港内の気象・海象が次に掲げる条件の一に達していると認めるときは、発航を中止しなければならない。

発航地名	気象・海象	風速	波高	視程
京浜運河		10m/s以上	1.2m以上	500m以下
中小河川				
横浜港沖				
川崎港沖				
羽田沖				

- 2 船長は、前項の規定に基づき発航の中止を決定したときは、旅客の下船、保船措置その他の適切な措置をとらなければならない。
- 3 船長は、本条第1項の条件に達しないときでも、潮位表及び栈橋にある潮位標識を調べ、航路筋の各橋梁下と船上空間が次に掲げる条件に達していると認められるときは、発航を中止しなければならない。

橋梁下と船上との空間が、空船状態で30cm以下

### (基準航行の可否判断等)

第3条 船長は、基準航行を継続した場合、船体の動揺等により旅客の船内における歩行が著しく困難となるおそれがあるとき、又は周囲の視程が500m以下となったときは、基準航行を中止し、減速、適宜の変針、基準経路の変更等の適切な措置をとらなければならない。

- 2 船長は、航路筋の各船渠下と船上空間が30cm以下となるおそれがあると認めるときは、基準航行を中止し、減速、適宜の変針、反転等適切な措置をとらなければならない。

### (着栈の可否判断)

第4条 船長は、着栈予定港内の気象・海象に関する情報を確認し、次に掲げる条件の一に達していると認めるときは、着栈を中止し、適宜の海域での錨泊、着栈場所の変更その他の適切な措置をとらなければならない。

発航地名	気象・海象	風速	波高	視程
京浜運河		10m/s以上	1.2m以上	500m以下
中小河川				
横浜港沖				
川崎港沖				
羽田沖				

### (運航の可否判断等の記録)

第4条の2 運航の可否判断の記録は、航海日誌等に気象情報（予報）及び措置、協議内容を記録する。特に運航中止基準に達した（達するおそれがある）場合における運航継続の措置については、判断理由を記載する。

### 第3章 船舶の航行

(運航基準図等)

第5条 運航基準図に記載すべき事項は次のとおりとする。なお、運航管理者は、当該事項のうち必要と認める事項について運航基準図の分図、別表等を作成して運航の参考に資するものとする。

- (1) 起点、終点及び寄港地の位置
- (2) 航行水域（もっぱら航行する水域の概要等）
- (3) 標準運航時間（出航から帰港までの概ねの時間）
- (4) その他航行の安全を確保するために必要な事項

2 船長は、基準経路、避険線その他必要と認める事項を常用海図に記入して航海の参考に資するものとする。

(基準経路)

第6条 基準経路は、運航基準図に記載のとおりとする。

(速力基準等)

第7条 速力基準は、次表のとおりとする。

第二 高松丸	
速力区分	速力
最微速	2.0ノット
微速	4.0ノット
半速	8.0ノット
最大速力	15.0ノット

- 2 船長は、**速力基準表を船橋内及び機関室の操作する位置から見易い場所に掲示**しなければならない。
- 3 船長は、**旋回性能、惰力等を記載した操縦性能表を船橋に備え付け**ておかななければならない。

(運航管理者等との連絡方法)

第8条 船長は、基準航行を中止したとき、又は運航管理上必要と認める事項があるときは、直ちに運航管理補助者に連絡しなければならない。

(連絡方法)

第9条 船長と運航管理補助者の連絡は、次の方法による。

	区分	連絡先	連絡方法
(1)	通常の場合	本社	携帯電話・国際VHF(IC-M36J)
(2)	緊急の場合	本社	携帯電話・国際VHF(IC-M36J)

# 作業基準

## 目次

- 第1章 目的
- 第2章 作業体制
- 第3章 危険物等の取扱い
- 第4章 乗下船作業
- 第5章 旅客の遵守事項等の周知

平成25年4月17日

株式会社 高松船舶

## 第1章 目的

(目的)

第1条 この基準は、安全管理規程に基づき、京浜運河・中小河川・横浜港沖及び川崎港沖・羽田沖の作業に関する基準を明確にし、もって輸送に関連する作業の安全を確保することを目的とする。



## 第2章 作業体制

(作業体制)

- 第2条 運航管理補助者は、陸上において、乗船待機中の旅客の整理、乗下船する旅客の誘導、船舶の離着岸時の綱取り及び綱放し、タラップ等の旅客乗降用設備の付離し操作等の作業を実施する。
- 2 船長は、乗組員を指揮して、船舶上における乗下船する旅客の誘導、離着岸時における諸作業を実施する。

### 第3章 危険物等の取扱い

(危険物等の取扱い)

第3条 危険物その他旅客の安全を害するおそれのある物品は、運航管理者の指示に従い、船内に持ち込むことを拒絶しなければならない。

- 2 乗組員（船内作業員を含む。）は、旅客の手回り品が前項の危険物等に該当するものである疑いがあるときは、船長の指示を受けて旅客の立会いの下に点検し、必要な措置を講ずるものとする。

## 第4章 乗下船作業

(乗船作業)

第4条 旅客の乗船は、原則として、離棧15分前とする。

- 2 乗船開始15分前になったときは、運航管理補助者（陸上作業員の配置がある場合も含む。）は、旅客を乗船口に誘導し、船長及び乗組員（船内作業員も含む。）と協力して乗船させる。
- 3 運航管理補助者（又は陸上作業員）は、乗船旅客数（無料幼児を含む。）を把握し、旅客定員を超えていないことを確認して、船長に報告する。

(離棧作業)

第5条 乗組員（船内作業員を含む。）は、旅客の乗船が完了したときは、船長の指示により迅速に網放し等の離棧作業を行う。

(着岸作業)

第6条 運航管理補助者は、船舶の着棧時刻15分前になったときは、着棧準備を行い、着棧に関しては、迅速、確実に網取り作業を実施する。

(係留中の保安)

第7条 船長又は運航管理補助者は、旅客の乗下船の係留中、旅客の安全に支障のないよう係留方法及び乗降設備の保安に十分留意する。

(下船作業)

第8条 船長は、船体が完全に着棧したことを確認したときは、その旨を運航管理補助者及び乗組員（船内作業員を含む。）に合図する。

- 2 船長及び乗組員（船内作業員を含む。）は、運航管理者又は運航管理補助者（陸上作業員の配置がある場合も含む）と協力して、旅客を下船させる。

## 第5章 船内作業

(潮位の把握)

第9条 船長は、発航前に潮位表又は棧橋にある係留杭の潮位標識による潮位を把握するものとする。

(見張り)

第10条 船長は、離着棧及び橋梁への接近に先立ち、乗組員（船内作業員を含む）を船橋外に立たせ、先航、反航船の有無、動向及び橋梁下の潮位を確実に把握するものとする。

(船上空間の確認)

第11条 船長は、橋梁の50m手前に至ったときは、乗組員に船上空間を確認させるものとする。

## 第6章 旅客の遵守事項等の周知

### (乗船待ち旅客に対する遵守事項等の周知)

第12条 運航管理補助者は、乗船待ちの旅客に対し、次の事項を掲示等により周知しなければならない。

- (1) 旅客は、乗下船時、係員の誘導に従うこと。
- (2) 船内においては、船長その他の乗組員の指示に従うこと。
- (3) 船内においては、他人に危害を加えるような行為又は迷惑をかける行為をしないこと。
- (4) その他旅客の安全に関して旅客に周知すべき事項。

### (乗船旅客に対する遵守事項等の周知)

第13条 船長は、**船内の見やすい場所に次項各号の事項を掲示**しておかななければならない。

- (1) 旅客の禁止事項
- (2) 救命胴衣の格納場所及び着用方法
- (3) 非常の際の避難要領（非常信号、避難経路等）
- (4) 病気、盗難が発生した場合の乗組員への通報
- (5) 下船及び非常の際には係員の指示に従うこと

### (旅客に対する救命胴衣の着用に関する指示)

第14条 船長は、救命胴衣の着用に関して、旅客に対し、次の措置を講じなければならない。

- (1) 暴露甲板に乗船している旅客には、救命胴衣を着用させること。
- (2) 気象、海象の悪化等、利用者の安全確保のために必要と判断される場合は、船室内においても救命胴衣を着用させること。

# 事故処理基準

## 目次

- 第1章 総則
- 第2章 事故等発生時の通報
- 第3章 事故の処理等

平成25年4月17日

株式会社 高松船舶

## 第1章 総則

(目的)

第1条 この基準は、安全管理規程に基づき、当社の運航中の船舶に係る事故等の処理に関し、安全管理規程の運用上の基準を明確にすることにより、事故等処理を迅速かつ適切に実施し、人命の安全の確保と損害の局限を図るとともに、事故等の原因等を究明し、将来の船舶の運航の安全に資することを目的とする。

(事故等の範囲)

第2条 この基準において、「事故」とは当社の運航中の船舶に係る(1)～(4)に掲げる事象をいい、「事故等」とは事故及び(5)の事態（以下「インシデント」という。）をいう。

- (1) 旅客、乗組員又はその他の乗船者の死亡、行方不明、負傷若しくは疾病又はその他の人身事故（以下「人身事故」という。）
- (2) 衝突、乗揚げ、火災、浸水、漂流、行方不明、機関停止等重大な機関故障又はその他の救助を必要とする船舶の海難事故
- (3) 航路の障害、港湾施設の損傷又は荒天等による運航の阻害
- (4) 強取（乗っ取り）、殺人、傷害又は暴行・脅迫等の不法行為による運航の阻害
- (5) 前記(1)～(3)の事象に至るおそれの大きかった事態

(軽微な事故への準用)

第3条 本事故処理基準は、必要に応じ、前条に定める事故以外の当社の運航中の船舶に係る事故に準用するものとする。

## 第2章 事故等発生時の通報

(非常連絡)

第4条 船長は、事故の状況を本社に報告する場合は速報を旨とし、判明したものから逐次追報することにより次条の項目を網羅するよう心がけなければならない。

- 2 船長の海上保安官署等への連絡は、初動時は「118番」による。以後、別表2「官公署及び医療機関連絡表」により関係海上保安部・警察署等へ行うものとする。
- 3 非常連絡は、原則として、別表1「非常連絡表」によるものとする。ただし、事故の内容によっては、運航管理者の判断で、運輸局等及び海上保安部等を除き連絡すべき範囲を限定することができる。

(非常連絡事項)

第5条 事故等が発生した場合の連絡は、原則として次の区分により行うものとする。

(1) 全事故等に共通する事項

- ① 船名
- ② 日時
- ③ 場所
- ④ 事故等の種類
- ⑤ 死傷者の有無
- ⑥ 救助の要否
- ⑦ 当時の気象・海象

(2) 事故等の態様による事項

	事故等の種類	連絡事項
a	衝突	<ol style="list-style-type: none"> <li>① 衝突の状況（衝突時の両船の針路，速力等又は岸壁等への接近状況）</li> <li>② 船体，機器の損傷状況</li> <li>③ 浸水の有無（あるときはd項）</li> <li>④ 流出油の有無（あるときはその程度及び防除措置）</li> <li>⑤ 自力航行の可否</li> <li>⑥ 相手船の船種，船名，総トン数，（用）船主・船長名（できれば住所，連絡先） －船舶衝突の場合</li> <li>⑦ 相手船の状況（船体損傷の状況，死傷者の有無，救助の要否等） －船舶衝突の場合</li> </ol>
b	乗揚げ	<ol style="list-style-type: none"> <li>① 乗揚げの状況（乗揚げ時の針路，速力，海底との接触個所，船体傾斜，吃水の変化，陸岸との関係等）</li> <li>② 船体周囲の水深，底質及び付近の状況</li> <li>③ 潮汐の状況，船体に及ぼす風潮及び波浪の影響</li> <li>④ 船体，機器の損傷状況</li> <li>⑤ 浸水の有無（あるときはd項）</li> <li>⑥ 離礁の見通し及び陸上からの救助の可否</li> <li>⑦ 流出油の有無（あるときはその程度及び防除措置）</li> </ol>
c	火災	<ol style="list-style-type: none"> <li>① 出火場所及び火災の状況</li> <li>② 出火原因</li> <li>③ 船体，機器の損傷状況</li> <li>④ 消火作業の状況</li> <li>⑤ 消火の見通し</li> </ol>



d	浸水	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 浸水個所及び浸水の原因</li> <li>② 浸水量及びその増減の程度</li> <li>③ 船体、機器の損傷状況</li> <li>④ 浸水防止作業の状況</li> <li>⑤ 船体に及ぼす風浪の影響</li> <li>⑥ 浸水防止の見通し</li> <li>⑦ 流出油の有無（あるときはその程度及び防除措置）</li> </ul>
e	強取、殺人傷害、暴行等の不法行為	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 事件の種類</li> <li>② 事件発生の端緒及び経緯</li> <li>③ 被害者の氏名、被害状況等</li> <li>④ 被疑者の人数、氏名等</li> <li>⑤ 被疑者が凶器を所持している場合は、その種類、数量等</li> <li>⑥ 措置状況</li> </ul>
f	人身事故（行方不明を除く）	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 事故の発生状況</li> <li>② 死傷者数又は疾病者数</li> <li>③ 発生原因</li> <li>④ 負傷又は疾病の程度</li> <li>⑤ 応急手当の状況</li> <li>⑥ 緊急下船の必要の有無</li> </ul>
g	旅客、乗組員等の行方不明	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 行方不明が判明した日時及び場所</li> <li>② 行方不明の日時、場所及び理由（推定）</li> <li>③ 行方不明者の氏名等</li> <li>④ 行方不明者の遺留品等</li> </ul>
h	その他の事故	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 事故の状況</li> <li>② 事故の原因</li> <li>③ 措置状況</li> </ul>
i	インシデント	<ul style="list-style-type: none"> <li>① インシデントの状況</li> <li>② インシデントの原因</li> <li>③ 措置状況</li> </ul>

### 第3章 事故の処理等

#### (船長のとるべき措置)

第6条 事故が発生したときに、旅客の安全、船体の保全のために船長が講ずべき必要な措置はおおむね次のとおりである。

- (1) 海難事故の場合
  - ① 損傷状況の把握及び事故局限の可否の検討
  - ② 人身事故に対する早急な救護
  - ③ 連絡方法の確立（船内及び船外）
  - ④ 旅客への正確な情報の周知及び状況に即した適切な旅客の誘導
  - ⑤ 二次災害及び被害拡大を防止するための適切な作業の実施
- (2) 不法事件の場合
  - ① 被害者に対する早急な救護
  - ② 不法行為者の隔離又は監視
  - ③ 連絡方法の確立（船内及び船外）
  - ④ 旅客に対する現状及び措置状況の周知と旅客の軽率な行為の禁止
  - ⑤ 不法行為が継続している場合、中止を求める不法行為者への説得

#### (経営トップのとるべき措置)

第7条 経営トップは、通常連絡、着棧連絡等の船長からの連絡が異常に遅延している場合又は連絡なしに着棧が異常に遅延している場合は、遅滞なく船舶の動静把握のために必要な措置を講じなければならない。

- 2 経営トップは、前項の措置を講じたにもかかわらず船舶の動静を把握できないときは、直ちに関係海上保安官署等に連絡するとともに、第4条（非常連絡）に従って、関係者に通報しなければならない。
- 3 事故の発生を知ったとき又は船舶の動静が把握できないときに経営トップがとるべき必要な措置は、概ね次のとおりである。
  - (1) 事故の実態把握及び救難に必要な情報の収集及び分析
  - (2) 海上保安官署への救助要請
  - (3) 行方不明者の捜索又は本船の救助のための捜索船又は救助船等の手配
  - (4) 必要人員の派遣及び必要物資の補給等
  - (5) 船長に対する必要事項の連絡及び助言
  - (6) 医師、病院、宿舎の手配等の旅客の救護のための措置
  - (7) 乗船客の氏名の確認及びその連絡先への通知

(運航管理者の指揮する事故処理組織)

第8条 非常対策本部を設置する場合以外の運航管理者が行う事故の処理に必要な組織は、次のとおりとする。

事故処理組織表

	職 務
経営トップ	総指揮
安全統括管理者、 運航管理者	総指揮補佐又は総指揮
救難対策班 班長 営業部長 班員 営業部員	事故の実態の把握，事故関係情報の収集，船舶及び関係機関との連絡，救難の実施，その他救難に必要な事項に関すること。
旅客対策班 班長 工事部長 班員 工事部員	旅客及び被災者の把握，被災者の救護，欠航便の旅客処理その他旅客（車両）対策に関すること。
庶務対策班 班長 総務部長 班員 総務部員	被災者の近親者への連絡及び世話，報道関係者の応待（発表を除く。），救援関係物資の調達・補給，その他庶務に関すること。

2 事故処理組織の要員として指名された者は、事故処理に関する運航管理者の指揮に従わなければならない。

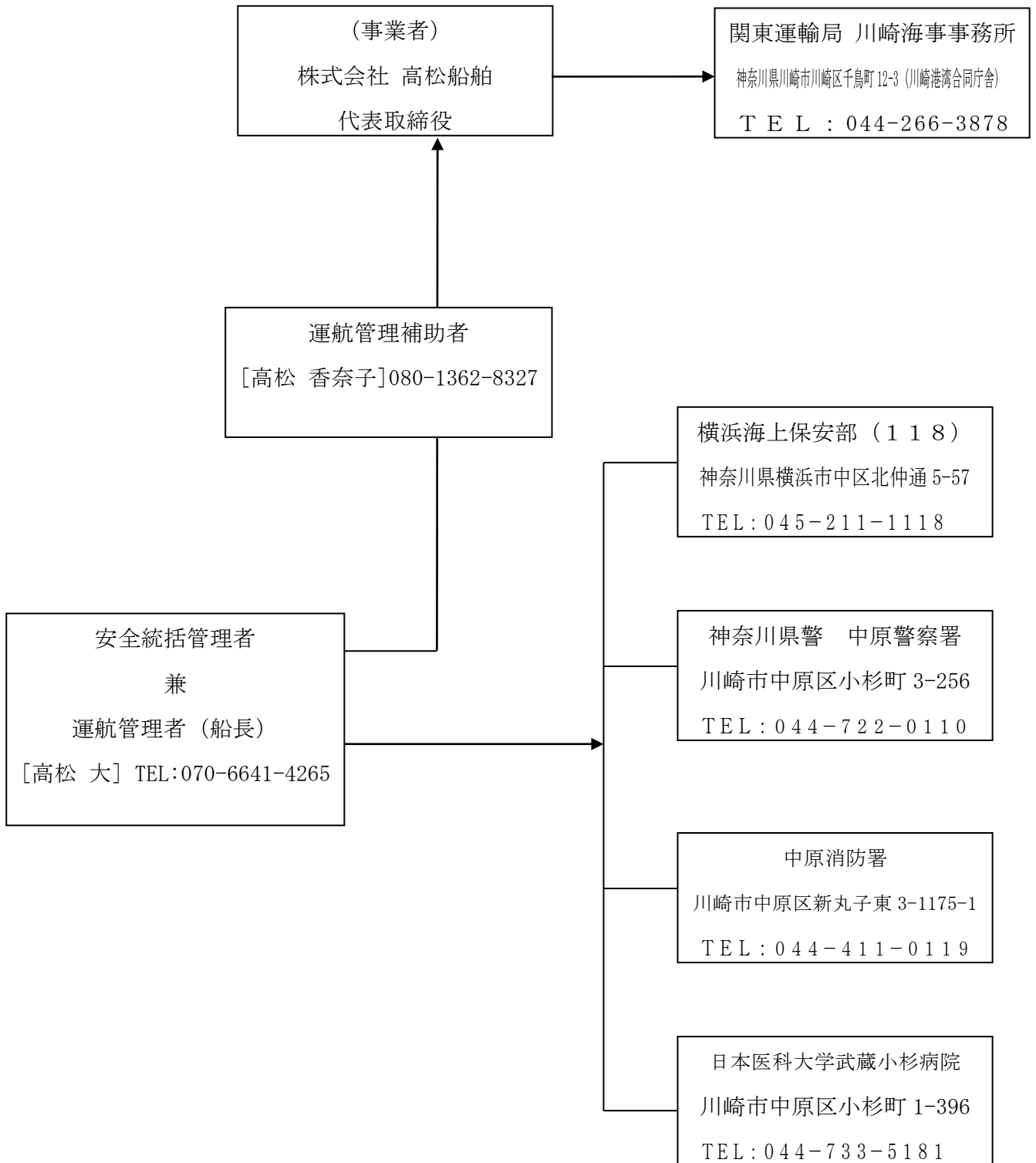
(医療救護の連絡等)

第9条 船長及び社長は、船内に医療救護を必要とする事態が発生したときは、乗船者に医師がいる場合はその医師の協力を要請することとし、不在の場合は別表「医療機関連絡表」により最寄りの医師と連絡をとり、その指示のもとに適切な措置を講じなければならない。

(現場の保存)

第10条 船長及び社長は、事故の処理後関係海上保安官署等と連絡をとりつつ、運航に支障のない限り事故の原因の調査を行うとともに、事件の捜査の対象となる場所及び物品の保存に努めなければならない。

# 非常連絡表



## 官公署及び医療機関連絡表

名 称	住 所	電 話
(運輸局) 関東運輸局	横浜市中区北仲通5-57	045-211-7230
川崎海事事務所	神奈川県川崎市川崎区千鳥町 12-3 (川崎港湾合同庁舎)	044-266-3878
(海上保安部) 第三管区海上保安部	横浜市中区北仲通5-57	045-211-1118
横浜海上保安部	横浜市中区新港1丁目2番1号	045-671-0118 又は 118
(警察署) 神奈川県警 中原警察署	川崎市中原区小杉町3丁目256	044-722-0110
(消防署) 中原消防署	川崎市中原区新丸子東3丁目 1175-1	044-411-0119
(医療機関) 日本医科大学武蔵小杉病院	川崎市中原区小杉町1丁目396	044-733-5181

# 運航基準図

## コース内容

京浜港横浜を起点とし、京浜運河及び東京湾の羽田付近までを適宜周遊した後、京浜港横浜を終点とする航路です



航程	およそ10km～15km *往復での航程になります。
所要時間	1時間30分～2時間30分
航海速力	3.2～3.5ノット

# 運航基準図

## コース内容

京浜港横浜を起点とし、京浜運河及び台場近郊、羽田沖、川崎沖、横浜沖等を適宜周遊した後、京浜港横浜を終点とする航路です



航程	およそ10km～15km *往復での航程になります。
所要時間	1時間30分～2時間30分
航海速力	3.2～6ノット

# 運航基準図

## コース内容

多摩川ガス橋を起点とし、京浜運河及び台場近郊、羽田沖、川崎沖、横浜沖等を適宜周遊した後、多摩川ガス橋を終点とする航路です。



航程	およそ35km～40km	*往復での航程になります。
所要時間	4時間20分	
航海速力	3.2～6ノット	